第3章 保育 新旧対照表 (主な変更箇所のみ抜粋)

	新	工体及	IB
	→ 利 ○文章校正による削除、修正、追加		П
	○久学校正にある所派、廖正、短加 ○厚労省 令和2年度子ども・子育て支援推進調		
	○厚刃省 〒和2年度子とも子育で文張推進調		
	事業報告書の内容追加(不適切な保育の未然		
	防止及び発生時の対応についての手引き)		
ページ		ページ	
保育 11	本文	保育11	本文
	Ⅲ 保育の計画及び評価		Ⅲ 保育の計画及び評価
	1 保育の計画及び作成		1 保育の計画及び作成
	(6)保育の記録		(6)保育の記録
	記入上の注意点		記入上の注意点
	 日に担当者が <mark>確認</mark> し、主任、施設長に提出する。		 日に担当者が <mark>押印</mark> し、主任、施設長に提出する。
			A. 11 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.
保育13	 保育の計画及び評価(図内)	保育13	 保育の計画及び評価(図内)
N/H 10	P·D·C·A(Action)	N/H 10	P·D·C·A(Act)
	1 b 3 M(Motion)		1
保育33	 Ⅳ 職員の資質向上	保育33	 Ⅳ 職員の資質向上
pk(1) 0 0	1~4(略)	pl(1) 0 0	1~4(略)
	' ' '***' 5 不適切保育の防止及び発生時の対応		(新設)
保育34			(利政)
休月34	(1)不適切な保育とは (2)不済切な保育とはまます。		
/D / 0.5	(2)不適切な保育が生じる背景		
保育 35	(3)不適切な保育の未然防止に向けて		
保育36	(4)発生時の対応		
	 査研究事業「不適切保育に関する対応につい		
	て」事業報告書の内容追加。(不適切な保育の		
	未然防止及び発生時の対応についての手引き)		
	※本文詳細については、後日、お知らせ。		
	関係様式		関係様式
様式1	(様式 1-1)児童票(表面)	様式1	(様式 1-1)児童票(表面)
	·郵便番号		<u>·地図</u>
	・地図 郵便番号追加。簡易的な		·保険証等
	<u>・(削除)</u> 地図記載に変更。保険証		
	等番号記入を削除。		

(様式 1-1)児童票(裏面) (様式 1-1)児童票(裏面) ・出生時 の状況 ・出生時期 の状況 ・乳児期の様子 ・乳児期の様子 母子手帳記載の表現に はいはい はいはじめ 合わせたもの。 ひとり歩き 歩きはじめ "マンマ"<u>などの言葉</u> かたりはじめ ·既往歷 ·既往歷 アレルギーの診断(有・無)(有の場合 アレルギーやアトピーの診断(有:無) 一部削除、有の場合の症状記入欄追加 様式11 様式11 (様式3)保育所児童保育要録 (様式3)保育所児童保育要録 ・「保育の展開と子どもの育ち」の欄の破線 削除 ・「保育の展開と子どもの育ち」の欄の破線 ·担当保育士名 ·担当保育士名 ·施設長名 ·施設長名 印 破線をつけ五領域区分ができるようにしていた が、子どもの育ちを総合的に捉えることから、 破線を削除。必要に応じて区分可に変更。 押印箇所を削除、記名のみとする。 小学校に送付し、園にも保管。 参考資料(英語表記) 参考資料(英語表記) 参考 (参考資料 11)児童票(表面) 参考 (参考資料11)児童票(表面) 資料 39 資料 39 ·地図 ·郵便番号 郵便番号追加。簡易的な地 ·地図 ·保険証等 図記載に変更。保険証等番 ·(削除) 号記入を削除。 参考 (参考資料11)児童票(裏面) 参考 (参考資料11)児童票(表面) 資料40 ・出生時の状況 資料40 ・出生時期の状況 ・乳児期の様子 ·乳児期の様子 母子手帳記載の表現に はいはい はいはじめ 合わせたもの。 ひとり歩き 歩きはじめ "マンマ"などの言葉 かたりはじめ

第5章 保健衛生 新旧対照表 (主な変更箇所のみ抜粋)

第3章 保健衛生 新旧対照衣 (主な変更固所のみ扱程)			
	新 〇文章校正による削除、修正、追加		IB
	○ 文章校正による前原、修正、垣加 ○感染症ガイドラインの一部改訂による消毒液の		
	種類の追加(<u>塩素系消毒とは、次亜塩素酸ナトリ</u>		
	<u>ウムと亜塩素酸水等を示す</u>)		
.0 **		.0 .*	
ページ	本文	ページ	本文
保健	I 日常の保育活動を通じての保健衛生	保健	I 日常の保育活動を通じての保健衛生
衛生4	2 子どもの健康管理	衛生 4	2 子どもの健康管理
	子どもの健康管理マニュアル		子どもの健康管理マニュアル
	2 健康診断		2 健康診断
	最終改正: 令和 <u>2</u> 年 <u>11</u> 月 <u>13</u> 日文部科学省令		最終改正:令和 <mark>元</mark> 年 <mark>7</mark> 月 <u>1</u> 日文部科学省令
	第39号 最終改正(保健衛生8も同様)		第 <mark>9</mark> 号
保健	(1)保育所における健康診断の内容	保健	(1)保育所における健康診断の内容
衛生 5	歯科健康診査	衛生 5	歯科健康診査
	対象: <u>全児童</u>		対象: 「乳幼児歯科健康診査の実施方法に
	実施時期:年1回		ついて」福岡市保健福祉局口腔保健
	その他:福岡市保健福祉局口腔保健支援セン		支援センターに基づく
	ターによる歯科健康診査を実施する場		実施時期:年1回
	合は、「乳幼児歯科健康診査の実施		その他: 健診終了後 2 週間以内に検診終了
	方法について」に基づく。		報告書と併せて、福岡市医師会に提
	福岡市保健福祉局口腔保健支援		<u>出する。</u>
	センターによる歯科健康診査を実		
	施する場合について、として整理。		
	27.000		
保健	(2)健康診断の結果を踏まえた対応	保健	(2)健康診断の結果を踏まえた対応
衛生6	(略)「健康診断結果保護者通知表」(参考資	衛生 6	(略)「健康診断結果保護者通知表」(参考
	料 4) <u>、「尿検査について保護者へのお知らせ</u>		資料 4)等を使用すると確実である。
	前回改定時、追加もれ。		
保健	 Ⅱ 感染症対策と疾病への対応	保健	 Ⅱ 感染症対策と疾病への対応
衛生13	1感染症対策	衛生13	1感染症対策
	(3)感染症発生時の対応		(3)感染症発生時の対応
	②感染症が発生した場合		②感染症が発生した場合
	なお、感染症の予防及び感染症の患者に対		・
	する医療に関する法律(平成 10 年 10 月2日		対する医療に関する法律(平成 10 年 10 月2
	」 ッ&区域1−因ッ&広洋(十八 10 井 10 月2日		パッの内部に因りの本件(十八 TU 井 TU 月2

法律第114号最終改正令和3年2月3日法律 日法律第114号最終改正令和元年6月 14 第5号) 日法律第37号) 最終改正(保健衛生14も同様) 保健 (4)日常の衛生管理(感染の防止) 保健 (4)日常の衛生管理(感染の防止) ①衛生管理チェック ①衛生管理チェック 衛生 16 衛生16 ウ 乳児担当保育士の衛生管理チェックリスト ウ 乳児担当保育士の衛生管理チェックリスト (乳児担当保育士個人票 または乳児担当保 (乳児担当保育士個人票等)(様式8) 育士用)(様式8) 前回改定時、追加もれ。 保健 ③その他衛生面での留意点 保健 ③その他衛生面での留意点 衛生17 食事·食事準備時 衛生17 食事·食事準備時 ○調乳室は毎日清掃し、塩素系消毒薬、アル ○調乳室は毎日清掃し、次亜塩素酸ナトリウ コール、逆性石けん液等で拭く。 ム液(0.02%)、逆性石けん液(0.1%)等で拭 次亜塩素酸ナトリウムと亜塩素酸水を 「塩素系消毒薬」として表記、以後同様。 また、濃度を削除し、別表にて表記。 保健 排泄時 保健 排泄時 ○吐物、糞便で汚れた時は、塩素系消毒薬 で 衛生 17 衛生 17 ○吐物、糞便で汚れた時は、次亜塩素酸ナト 消毒する。 リウム又は逆性石けん液で消毒する。 ノロウイルス感染症の対応と同様とし、 塩素系消毒薬で消毒する。 保健 保育活動時 保健 保育活動時 *塩素系消毒薬とは、次亜塩素酸ナトリウムと亜 衛生 18 (追加) 衛生 18 塩素酸水等を指す。 *それぞれの消毒薬の濃度については、[消毒 薬の種類と用途」(参考資料18)、「保育所にお ける消毒の適用例」(参考資料19)を参照のこ <u>ی</u> 塩素系消毒薬及び濃度について追加 保健 2疾病等への対応 保健 2疾病等への対応 衛生22 (2)慢性疾患等 衛生22 (2)慢性疾患 (例)心疾患、<u>腎</u>疾患、<u>消化器</u>疾患、<u>呼吸器</u>疾 (例)心疾患、<u>腎臓</u>疾患、<u>肝臓</u>疾患、<u>アレルギ</u> 患、アレ<u>ルギー疾患</u>、てんかん等 <u>一</u>、てんかん、<u>喘息</u>等 ア 慢性疾患等を有する子ども の受け入れ時 ア 慢性疾患児 の受け入れ時は、(略) は、(略) プール管理マニュアル 5子どもの 健康管理(保健衛生33)も同様。

保健 衛生23

(削除)

枠内 <u>乳幼児期のアレルギー疾患と配慮が必要</u>な生活の場面

アトピー性疾患はアレルギー性疾患の一つであることから、具体的な配慮や生活の場面について整理をした表を追加。

保健

(3)保育所での与薬について

衛生23 (略)又、エピペン ®等緊急時の与薬が必要な ケースも増えてきている。

入所後必要となる場合もあるため削除

保健 衛生 24

Ⅲ 職員等の健康管理

(1)職員の健康診断

また、「労働安全衛生規則」では、「<u>事業者は、</u>(<u>略)労働者を雇い入れるときは、(</u><u>8)医師による健康診断を行わなければならない(</u><u>8)」(第43条)、「事業者は、(</u><u>8)労働者に対し、</u>1年以内ごとに 1回、定期(<u>8</u>)に健康診断をおこなわなければならない」

- ・採用時 <u>は健康診断または胸部エックス線検</u> <u>査、</u>及び検便
 - ・年1回の <u>定期健康診断または胸部エックス線</u> 検査

労働条件により胸部エックス線検査のみでよい場合もあるため、「定期健康診断または胸部エックス線検査」と分かりやすく表記変更。

保健 衛生25

(3)職員の予防接種

(略)保育所職員についても、<u>施設長の責任の下で予防接種歴及び罹患歴の確認を行うことが重要になる。なお、</u>当該感染症に罹患したことがなく、かつ予防接種を受けていない場合には(略)子どもたちへの感染を予防することが重要である。

施設長における職員の予防接種歴等 の確認の必要性を追加。 保健

衛生23

枠内 アトピー性疾患対策について

保健

衛生 23

(3)保育所での与薬について

(略)又、<u>アレルギー疾患等慢性疾患児童の</u> 入所により、エピペン®等緊急時の与薬が必要なケースも増えてきている。

保健 衛生 24

Ⅲ 職員等の健康管理

(1)職員の健康診断

また、「労働安全衛生規則」では、「(略)1年 以内ごとに1回、定期(略)に健康診断をおこな わなければならない」

- ・採用時 <u>の胸部エックス線検査を含む健康</u> <u>診断</u>及び検便
- ・年1回の胸 <u>部エックス線検査を含む、定期</u> 健康診断

保健 衛生 25

(3)職員の予防接種

(略)保育所職員についても、当該感染症に罹患したことがなく、かつ予防接種を受けていない場合には(略)子どもたちへの感染を予防することが重要である。

保健 Ⅳ 施設の衛生管理 保健 Ⅳ 施設の衛生管理 衛生 26 衛生26 1 居室の衛生管理 1 居室の衛生管理 (1)通風·換気 (1)通風·換気 ・換気は、1時間に1回以上、部屋や廊下の窓 ・暖・冷房時には、1時間に1回は、部屋や廊 を数分程度開けて、定期的に行う。 下の窓を3分以上全開して換気を行う。 暖・冷房時だけではなく、新型コロナウイ ルス感染症を踏まえ、施設や保育の状 況に応じて適宜換気を行うよう修正。 保健 4 便所の衛生管理 保健 4 便所の衛生管理 衛生 30 (2)扉の取っ手の消毒 衛生 30 (2)扉の取っ手の消毒 (略)塩素系消毒薬、アルコール、逆性石けん (略)次亜塩素酸ナトリウム液、逆性石けん又 又はこれと同等以上の効力を有するものを用い はこれと同等以上の効力を有するものを用い て消毒を行う。 て消毒を行う。 (3)専用手洗い:消毒の設備 (3)専用手洗い・消毒の設備 (略)手指消毒のための消毒薬として、アルコー (略)手指消毒のための消毒薬として、逆性石 ル、逆性石けん液等を置いて使用する。 けん液等を置いて使用する。 アルコールを追加 保健 8 おもちゃの衛生管理 保健 8 おもちゃの衛生管理 衛生 35 衛生35 (全修正) 👡 感染症ガイドラインの一部改訂に 基づき、消毒薬の種類、消毒方 法整を整理。 関係様式 関係様式 様式1 (様式1)健康管理台帳 様式1 (様式1)健康管理台帳 施設長 確認 所長 検印 検印を確認に変更。(様式 2)健康個人カードも同様。 様式 15 (様式 5-1)個人調査票(3 歳未満児) 様式 15 (様式 5-1)個人調査票(3 歳未満児) 果物類:(削除) 果物類:桃 魚類:<u>ツナ缶、カニかま</u> 魚類:<u>シーチキン、カニ</u> 肉類:レバー(鶏・牛・豚) 肉類:(削除) 商品名は修正。 卵類:(削除) 卵類:ウズラ卵 給食で使用しない食材に 乳類:乳酸菌飲料 乳類:カルピス ついては削除。 その他:ピーナッツ・クルミ・アーモンド その他:(削除)

_				
	様式 19	(様式 6 <u>-1</u> ・6-2)保育室等の衛生管理チェックリ	様式 19	(様式 6・6-2)保育室等の衛生管理チェックリ
		スト(保健担当者用)		スト(保健担当者用)
	様式23	(様式 7 <u>-1</u> ・7-2)保育室等の衛生管理チェックリ	様式21	(様式 7・7-2)保育室等の衛生管理チェックリ
		スト(乳児保育責任者用)		スト(乳児保育責任者用)
	様式27	(様式 8 <u>−1</u> ・8−2)保育室等の衛生管理チェックリ	様式23	 (様式 8·8-2)保育室等の衛生管理チェックリ
				 スト(乳児担当保育士個人票・乳児担当保育
		用)		士用)
		T## = ₹1		確認印
		サキズツキボ (h)		次亜塩素酸系ナトリウム
		<u>塩系ポ月母条</u> 他 他、消毒薬等について修正。		<u> </u>
	様式 31	(様式 9-2)プール管理日誌	様式 27	 (様式 9-2)プール管理日誌
	N = V = 1	確認	13/24/27	検印
		THE DID.		<u> </u>
		参考資料		参考資料
	次小「		次小厂	
	資料 5	(参考資料3)保護者が行う乳幼児健診の受診	資料5	(参考資料3)保護者が行う乳幼児健診の受診
		状況確認一覧表		状況確認一覧表
		乳幼児 <u>健康診査</u> 		乳幼児 <mark>対象年齢</mark>
	>		> -1.1.7	
	資料7	(参考資料4)健康診断結果保護者通知表	資料7	(参考資料4)健康診断結果保護者通知表
		<u>入所時</u>		<u>入所</u>
		確認		印
	資料9	(参考資料5)	資料9	(参考資料5)尿検査結果について保護者へお
		尿検査結果について保護者へお知らせ(例)		知らせ(例)
		<u>(削除)</u>		全児童の尿検査の結果を下記様式により、
		お知らせ文例(様式)のため、留		保護者に伝える。併せて、異常が認められた子
		意事項の記載を削除。		どもについては、検査機関からの結果を直接保
				護者に伝え、医療機関への受診を勧めるように
				<u>する。</u>
	資料 13	(参考資料6)記録用紙	資料 13	(参考資料6)記録用紙
		<u>確認</u>		<u>検印</u>
	資料 17	(参考資料8)子どもの感染症一覧表	資料 17	(参考資料8)子どもの感染症一覧表
		令和3年 11 月 改正		平成 31 年 2 月 改正
		感染性胃腸炎 口夕 予防接種 ◎		一
		注 1. 登園基準		注1. 感染する期間
		改正日等を修正。		
- 1			i	1 I

資料 35	(参考資料 16)オムツ交換時の衛生上の留意	資料 35	(参考資料 16)オムツ交換時の衛生上の留意
	事項		事項
	6. 汚れたオムツを片づける。		6. 汚れたオムツを片づける。
	下痢便の時は <u>ビニールエプロン</u> 、使い捨ての手		下痢便の時は使い捨ての手袋を使い、オムツ
	袋を使い、オムツは <u>塩素系消毒薬</u> に 10 分つけ		は <u>次亜塩素酸ナトリウム液(0.1%)</u> に 10 分つけ
	消毒する。 消毒液等について修正。		消毒する。
	他関連個所においても同様。		
	[B]大是圖///1-030/-(COP)标。		
資料 39	(参考資料 18)消毒薬の種類と用途	資料 39	(参考資料 18)消毒薬の種類と用途
	(全修正)		
	「保育所における感染症対策ガイドライン」よ		
	り抜粋し、希釈方法について追加。		
資料 41	(参考資料 19)保育所における消毒の適用例	資料 41	(参考資料 19)保育所における消毒の適用例
	<u>(全修正)</u>		
247/6/ O O	(A + Maylor 00 1 00 0) - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	747 JUL 0 0	(A+ 75/4 00) - 1, 75-8 1, 75-8 7-31 1 10
資料 89	(参考資料 22-1・22-2)プール遊び・水遊び承	資料 89	(参考資料 22)プール遊び・水遊び承認カード
X 2 7/N ∩ 1	認力一ド		
資料 91	(個人用)		
	クラス用の他に、個人用カード様式を追		
	加。使用する場合は、いずれでも可。		

第6章 安全管理 新旧対照表 (主な変更箇所のみ抜粋)

ページ	新	ページ	旧
	○文章校正による削除、修正、追加 ○登降園時を含めた施設内外での安全管理の		
	○豆牌園時を含めた爬設内外での女主音壁の 徹底について追加		
	徹底に 30、C 垣加 ○安全点検チェックリストの様式追加		
	○女主点候チェクノリストの人様式追加		
	本文		本文
安全	I 安全管理の基本的な考え方	安全	I 安全管理の基本的な考え方
管理4	1 日常の安全管理(□囲み内)	管理4	1 日常の安全管理(□囲み内)
	■(略)下記 <u>チェックリスト等</u> を参考に、定期的に		■(略)下記を参考に、定期的に確認を行うこ
	確認を行うこと。		Ł.
	※安全点検を定期的に行う際は、(略)チェックが		※安全点検を定期的に行う際は、(略) <u>マンネリ</u>
	形だけのものにならないよう (略)安全整備に努		<u>化しないよう</u> (略)安全整備に努めなければなら
	めなければならない。 ー部追加、修正		ない。
安全	 2 事故防止対策	安全	2 事故防止対策
管理5	(1)職員の共通認識	管理5	(1)職員の共通認識
	 ①職員の安全に対する認識と共通理解		①職員の安全に対する認識と共通理解
	保育中の事故を防止するためには、職員一人一		保育中の事故を防止するためには、職員一人
	人が「安全」への認識を高め <u>、安全対策のために</u>		一人が「安全」への認識を高めることが何よりも
	全職員の共通理解や体制づくりを図ることが何よ		重要である。
	りも重要である。		
	職員の共通理解、体制づくりを強調。		
	■登降園時を含めて施設内外での安全管理の		(追加)
	<u> 徹底</u>		
	・出席園児の健康状態及び人数確認を行う。		
	<u>・欠席園児については、保護者からの連絡や欠</u>		
	席理由を確認するとともに、連絡がない場合は速		
	やかに保護者へ連絡をとり、園時の状況確認を		
	行う。		
	中間市の死亡事故を受け、R3.8.2 指		
	導監査課 事務連絡の内容を追加。		
安全	3 発達の特徴と安全教育	安全	3 発達の特徴と安全教育
安王 管理12	3 光達の特徴と女主教育 (2)乳幼児期の発達の特徴と予想される危険及	安王 管理12	(2)乳幼児期の発達の特徴と予想される危険
P414	(2)北郊元州の完建の特徴とアぶられる地域及	P4'4	及び予防
	2 歳児		2 歳児
	<u> </u>	安全5	予想される危険とはずれる・噛みつき・引っかき
<u> </u>		l	

安全

Ⅱ 災害対策

管理21

1 緊急時の対応体制及び避難への備え (2)日常の備え

なお、水防法及び土砂災害防止法の改正(平成 29 年6月 19 日)により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設においては、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務つけられた。それにより、地域防災計画の対象となる保育所においては、避難確保計画を作成し、指導監査課へ提出しなければならない。また、1年に1回以上の訓練を実施し、その報告書を指導監査課へ提出しなければならない。

避難訓練の実施報告書の提出について追加。

安全 管理41

Ⅲ 事故対策

- 2 応急処置について
- (2)救急蘇生法について

救命の連鎖

- ①心停止の予防
- ②早期認識と通報
- ③一次救命処置(心肺蘇生と AED)
- ④二次救命処置と心拍再開後の集中治療 救急救命士や医師は、一時救命処置と並行し て薬物や軌道確保器具などを利用した2次救命 処置を行い、傷病者の心拍を再開させることをめ ざす。心拍が再開したら、専門科での集中治療 により社会復帰をめざす。

本文に「④二次救命処置と心拍再開後 の集中治療」の項目記載はあるが、内 容について記載漏れのため追加。

安全

(3)予想される事故とその応急処置

管理 51

火傷(熱傷)

《応急処置》

<u>(削除)</u>、

基本は冷やすこと。同ページに記載の 処置方法に該当しないため削除。 安全 管理21

Ⅱ 災害対策

1 緊急時の対応体制及び避難への備え

(2)日常の備え

なお、水防法及び土砂災害防止法の改正 (平成 29 年6月 19 日)により、浸水想定区域 や土砂災害警戒区域にある施設においては、 避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務 つけられた。それにより、地域防災計画の対象 となる保育所においては、避難確保計画を作 成し、指導監査課へ提出しなければならない。

Ⅲ 事故対策

- 2 応急処置について
- (2)救急蘇生法について

救命の連鎖

ア心停止の予防

イ早期認識と通報

ウー次救命処置(心肺蘇生と AED)

(追加)

安全 管理51 (3)予想される事故とその応急処置

火傷(熱傷)

《応急処置》

* I 度であれば、十分に冷やしたあと、アクリノ ール液などで温布する。 安全

鼻血

管理 56

《応急処置》

・背もたれのある椅子に座らせ、血が止まるまで 鼻の位置を心臓より高くする。

(鼻血を飲まないように、頭を高くして下を向かせ

その他、応急処置について一部追加。 『必携!子どもの救急 2020 年度版』 福岡県・福岡県医師会 参考 鼻血

管理56 《応急処置》

安全

・背もたれのある椅子に座らせ、血が止まるまで 鼻の位置を心臓より高くする。

安全

(4)病気と対応

管理 62 ショック状態

*アレルギー疾患を有する児童への対応については下記を参考にすること。

【参考】「保育所におけるアレルギー対応ガイドラ イン」(2019 年度版)」(厚生労働省 平成31年

ガイドラインは参考資料に掲載していないため、最新年度版を示したもの。

安全

(4)病気と対応

管理62 ショック状態

(アレルギー疾患を有する児童への対応については「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(厚生労働省)を参考にすること。)

安全 管理 65

熱中症

4月)

熱中症は、(略)適切な予防を行うことが大切である。子どもは汗腺をはじめとした体温調節機能が まだ十分に発達しておらず、小さい子どもほど熱 中症をおこしやすい。症状が重くなると、生命に

*熱中症環境保健マニュアル 2018(環境省発行)を参照すること。

危険が及ぶこともある。(略)

子どもの特徴を追加。参照するマニュア ルの年度版を示したもの。 安全 管理 65

熱中症

熱中症は、(略)適切な予防を行うことが大切である。(略)

* 熱中症環境保健マニュアル(環境省 <mark>環境保</mark> <u>健部環境安全課</u> 発行)を参照すること。

【応急処置】

②脱衣と冷却

・露出させた皮膚 <u>に濡らしたタオルやハンカチを</u> <u>あて</u>、うちわや扇風機などで扇ぐことにより体を冷 やす。

その他、上記マニュアルの内容に沿って一部修正。

【応急処置】

②脱衣と冷却

・露出させた皮膚 <u>に水をかけて</u>、うちわや扇風 機などで扇ぐことにより体を冷やす。 安全 安全 ■熱中症予防情報 ■熱中症予防情報 ・熱環境の程度を表す指標である WBGT(暑さ指 管理66 管理65 ·熱環境の程度を表す指標である WBGT(暑さ 数)の実況値と、温度・湿度などの気象予報から 指数)の実況値と温度・湿度などの気象予報か 予測した翌々日までの予測値及び熱中症警戒 ら 当日と翌日の 2 日分の WBGT を予測し、そ の値を情報提供 アラートを情報提供 ◆暑さ指数(WBGT) ◆熱中症警戒アラート 内容誤りにより一部修正。暑さ指数と熱 中症警戒アラートについて説明追加。 安全 (5)救急処置用具、衛生材料 安全 (5)救急処置用具、衛生材料 【医療品の一例】(救急用品) 管理 70 管理70 【医療品と棚の一例】(救急用品) (図内)・副木・筆記用具・救急箱(園外に持ち出 (図内):副木:筆記用具 せるもの)·AED(自動体外式除細動器) 救急箱·AED 追加。 ・かゆみ止めなどの外用薬・保湿剤・湿布薬など ・外傷消毒剤・・・イソジン、オキシドールなど 商品名削除、保湿剤追加。 その他、注意事項等追加。 参考資料 参考資料 資料 参考資料 1-2安全点検チェックリスト(施設・設備 資料 参考資料1 安全点検チェックリスト(施設・設 9~14 編) 1~6 備編) (遊具·用具編) (遊具:用具編) // // (子ども・職員編) (子ども・職員編) 2か月分記載できる参考資料(1-2)を作成 追加。従来参考資料(1-1)と項目変更なし。 いずれの様式を選択し、安全点検実施。 資料 17 参考資料 2-2子どもの安全確保チェックリスト 資料 9 参考資料 2 子どもの安全確保チェックリスト(基 (基本編) 本編) ・定期的に人数を確認しているか ・登降園時における子どもの安全確認 ・保育中の子どもの安全確認 他 資料 18 参考資料 2-2子どもの安全確保チェックリスト 資料 10 参考資料 2 子どもの安全確保チェックリスト(不 (不審者編) 審者編) ・速やかに門扉や建物の施錠を確認するととも に、緊急の場合の子どもの避難方法などについ て、職員間で確認するようにしているか。 他

2か月分記載できる様式(2-2)を作成追加。 人数把握などの安全確認、緊急時の体制な ど追加。参考資料(2-2)使用を推奨。 資料 24 非常持ち出し用品(例) 資料 16 非常持ち出し用品(例) *給食室 *給食室 ●<u>サラン</u>ラップ ●ラップ 商品名削除。